

第四十八回
参議院社会労働委員会會議録第二号

(三三)

昭和四十年二月二日(火曜日)
午前十時二十四分開会

事務局側
常任委員会専門
員 中原 武夫君

委員の異動

一月二十一日

柳岡 秋夫君

補欠選任
小柳 勇君

一月二十九日

山下 春江君

補欠選任
館 哲二君

一月三十日

竹中 恒夫君

補欠選任
重政 庸徳君

二月一日

重政 庸徳君

補欠選任
竹中 恒夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤田藤太郎君

委員

丸茂 俊雄君

委員

藤原 道子君

亀井 光君

紅露 みつ君

横山 フク君

小柳 勇君

杉山善太郎君

小平 芳平君

村尾 重雄君

林 塩君

政府委員

厚生大臣官房長

梅本 純正君

本日の会議に付した案件
○派遣委員の報告

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。一月二十一日、柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠として小柳勇君が選任されました。一月二十九日、山下春江君が委員を辞任され、その補欠として館哲二君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 派遣委員の報告に関する件を議題といたします。

先般の当委員会の行ないました厚生及び労働行政実施状況調査のための委員派遣について、派遣委員から御報告をお願いいたします。藤原道子君。

○藤原道子君 竹中委員、林委員及び私の三名は、去る一月十一日から十四日までの四日間、児童福祉対策、公害対策、看護職員の充足状況と労働条件、地方における労働力確保の状況及び労働災害の実態と労災保険の収支状況等の諸問題について岡山、兵庫の両県を視察いたしました。

まず、岡山県におきましては、県庁、県立児童館、水島臨海工業地帯及び水島協同病院を、また、兵庫県においては姫路市立御立病院、富士製鉄広畑製鉄所、県庁及び労働基準局をそれぞれ訪問して、右の事項を中心に調査をいたしましたのであります。

以下、項目ごとにその結果の概要を報告します。なお、要望事項につきましては、お手元に配

付いたしましたので御承知を願います。

最初に、児童福祉について申し上げます。

まず、一般児童問題であります。昭和三十八年度兵庫県下の児童相談所の相談件数のうち、性向、しつけ、適性、長欠、不就学等のいわゆる健全育成相談が五四%を占めている事実に見られるように、最近各家庭においても児童の健全育成問題の重要性が認識されてきており、兵庫県では、対策の一環として、相談所並びにその分室の増設等、相談機能の充実強化をはかっております。

一方岡山県では、一昨年、県に青少年総合対策本部を、また、市町村に青少年問題協議会を設置することによって関係機関の協力と地域における指導体制の拡充をはかっております。また、地域の子供会も、現在二千百、将来は全県一万部落に普及させる計画を推進することとであります。

われわれ一行の視察した県立児童館は、県下の児童の健全育成対策の拠点として、児童委員、子供会リーダー等の研修、養成を行なっている施設であります。

次に、要保護児童対策であります。岡山県では保育所の保育士が必要数の一五%も不足しております。特に保育士の養成に心がけ、その確保につとめております。

兵庫県の場合は、保育所が不足し、未設置または不足市町が十二市二十八町もあり、県はこれら市町に対して設置の指導を行なっておりますが、保育と保育所の不足を解消するためには、保育の給与、労働条件を改善するとともに、国の補助金、措置費の引き上げが要請されました。

このほか、精進児対策として、重度精進児の収容施設、軽度精進児の通園施設の設置の推進が強く訴えられておりました。

次に、公害の発生とその対策について申し上げます。

岡山県においては、現在発生している公害の多くは、零細企業の防除設備の不完全、不始末に原因するものであります。すでに操業中の大企業も含めて、将来県南部の水島地区には石油コンビナートをはじめ、数多く企業が進出したため、これがフル運転を行なうことによつて生ずる事態に処するために、逆天層の調査、ベルト地帯の設定等の措置が必要と思われれます。

岡山県では、すでに発生し、または将来企業誘致などによつて生ずる公害に対処するために、県機構の整備をはかり、工業地域と住居地域の分離計画を立て、大気や水質の汚染過程の科学的調査を実施するとともに、公害防止条例の制定を検討中とのこととあります。

一方、兵庫県は、神戸、尼崎、姫路等の工業地帯を持ち、ために、ばいじんガスの測定量は、平均値で東京、名古屋、大阪に次ぐ地区であり、公害被害人口の約四割がばい煙の被害を受けております。神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹の五市では、すでにばい煙規制法の指定を受け、近く姫路市も指定される予定であります。県としては、公害参事室を設置して、公害対策の総合調整に当たらせ、さらに公害防止条例制定の作業を急いでいる現状であります。両県とも、公害防除には、国の財政援助の強化と統一的規制の必要性を強調するとともに、企業誘致に伴う背後地整備に対する先行投資の困難性を訴えておるので、これに対する何らかの措置が望まれるのであります。

なお、富士製鉄広畑製鉄所の事業所において、集じん、廃液処理等に要した設備投資額は約三十八億円にも達することとありますが、今後の企業誘致にも関連し、何らかの措置を考慮する必要があるのではないかと考えられます。

次に、看護職員の充足状況と労働条件について申し上げます。

岡山県における県下医療機関の必要看護職員数に対する充足率は七六％、兵庫県の病院における充足率は、公立については一〇〇％であり、私立は四四％、精神病院は六五％と、低率状態にあります。また、岡山県における看護学生の県内就職率は、卒業一年後で約七〇％、他は県外への流出や離職、転職となっております。このような看護要員の不足現象は、最近における経済成長に伴い、他産業の女子職員の賃金が上昇したのにもかかわらず、看護職員の賃金が依然として低額であること、看護職員の勤務条件が悪いこと等に原因があることは両県とも共通しております。ちなみに、岡山県におけるアンケートによりますと、現職希望者はわずかに四〇％にすぎず、その理由として、勤務時間が長い、人手不足による労働過重、雑用、社会的地位の低さ、休憩時間がない、深夜勤務が多い、時間外手当が少ない等をあげております。これらを打開するためには、病院管理並びに看護業務の内容の検討、医療体系の中での地位の向上、労働条件の改善、教育制度の改善、看護職員に対する社会的理解と評価の高揚等、総合的な対策がぜひ必要であると考えます。次に、労働力確保の状況について申し上げます。

両県とも、雇用状況は、一般的には求人難の進行と就職難の緩和の方向をたどっているといえますが、内容的には若年労働者及び技能労働者の絶対的不足、中高年齢者の就職難といったさまざまな要因は引き続き解消されず、深刻な問題になっております。すなわち、若年労働者、新規学卒者に対する労働需要は、近時の景気調整下にあってもきわめて強く、求人の上昇傾向は顕著でありまして、両県とも、中卒者、高卒者に対する求人倍率は三倍ないし四倍半と高率を示しております。したがって、その充足率は平均三〇％前後という状態で、特に中小企業における悩みはきわめて深刻であります。しかも、両県下とも、県南部に発展しつつある工業地域をかかえていることから、これらの労働力の確保には頭を痛めておりま

して、とりわけ、岡山県では、水島地区が新産業都市の指定を受け、県南の工業化は飛躍的に伸展している実情にもありますので、県政の重要な課題の一つとなっております。一方、中高年齢者の就職につきましても、就職促進措置により、幾ぶんの成果をあげてはいるものの、就職率は相変わらず一〇％程度と低位で、今後とも一層の努力が必要であります。これらの対策のためには、さらに職業訓練の拡充強化をはかり、一方、封鎖的雇用形態を改めよう指導を行ない、中高年齢者の就職促進の道を醸成し、あわせて技能労働者の不足を解消すること、また、国はもろろん、各企業に対しても、現在の労働力の再配置によつて、労働力の有効的活用について指導すること、さらに、現在の求人難の深刻化に伴う弊害に処するため、求人秩序の確立を期すること等が必要であり、これとともに、国による長期的雇用基本計画を樹立することが重要であると考えます。

次に、労働災害の防止施策等の実情について申し上げます。

岡山、兵庫両労働基準局とも、産業災害の防止の努力が実りつつあり、適用事業所及び労働者が増加しているにもかかわらず、災害発生件数、災害発生率ともに漸次減少の傾向を示しております。しかしながら、相変わらず小規模事業所の災害率が高いこと、また、土石採取、建設事業、運輸事業等、いわゆる重点産業の災害率が相対的に高いことも見のがせない点であります。注目すべきこととして、災害発生原因別で見ると、従来は作業行動過程での災害発生がほとんどでありましたが、近時、企業の機械化、自動車等、動力車の採用増加に伴つて、動力運転災害の比率が増大しつつある傾向が顕著でありますので、あわせてこれらの監督、指導の強化が望まれます。なお、懸案の労働基準局の充実につきましては、幸い来年度監督官の増員等が行なわれる見込みで、期待が持たれてはおりますが、前に触れましたように、両基準局とも、年々所轄する事業所は増加する傾向にありますので、さらに充実強化をはかる

ことが肝要であります。

最後に、労災保険の収支状況についてであります。昭和三十九年の保険料収納率については、両基準局とも約九五％との予測を立てておりますが、保険の収支率見込みでは、近時の医療費高騰等の理由をあげて、八五％前後にならうとの見方をいたしてあり、予断を許さない状況でありますので、これに對しても何らかの措置が必要とされるのであります。

以上、簡単にございますが、報告を終わります。

○委員長(藤田藤太郎君) ありがとうございます。ただいまの報告に対しての質疑は後日に譲り、本日は……。

○小柳勇君 ちよつと急ぐことが……。厚生省の看護養成関係の担当官見えてるかね。

○委員長(藤田藤太郎君) 官房長は見えております。

○小柳勇君 それじゃそのことだけ。いろいろ問題はあれども、それは大臣見えてから言うが、けさ新聞見てきたら、岡山が名古屋だったと思うけれども、日赤が看護婦を看護学院で募集したら、第一次足らないで第二次募集やっていると、そういうようなことがあった、新聞に載っていました。それで、いま報告を聞いたら、やはり看護婦の充足が非常に悪いということ、やはり学生の募集、それに対して積極的に県知事や学校に厚生省も加勢しなければ、たとえば医師会立の看護学院なども、おそらく生徒の募集は困難ではないか、そのことが看護婦充足率が悪いと思うんですが、何か対策立てていますか。

○政府委員(梅本純正君) 看護婦不足の問題は、もう数年来の問題でございまして、根本は、いろいろございまして、やはり人口構造から見まして、女子の生産年齢に立つ数というのが非常に総体的に減つてきております。そういう点と、やはり看護婦という職業につきまして、先ほどの視察報告にもございましたように、待遇の問題、それから勤務条件の問題、それにいろいろ問題がござ

います。その点の根本の問題は、予算その他の点につきまして極力努力をいたしておりますが、先生おっしゃいますように、募集の問題につきましても、もとよりわれわれのほうとしましては、あらゆる手を使いましていろいろやっておりますが、ございましてけれども、まだ不足の点があると思ひますので、今後一段と御指摘の点でもやっいてきたいと思ひます。まあ特に新しき卒業生に重点を置くだけなしに、われわれのほうは、すでにその資格を持っておられて、そうして結婚あるいは別の職場に、あるいは家庭に帰つておられる方までも呼び出して、パート・タイムでもやっいていただくということまで考えておりますが、結果から見まして十分実効があつておりませんので、今後御指摘の点も一層努力いたしたいと思つております。

○小柳勇君 あとのほうはいいいんですが、そのパート・タイムなどの問題は、またあとでお願いします。いま入学、試験期を迎えて何か対策を立てたと言われたが、どういふことをやられたのですか。

○政府委員(梅本純正君) 私のほうでも国立病院に養成所も持つておりまして、各養成所からのおの学校に働きかける、そういうことで前からやっております。特別に募集計画として具体的にものごさいませんけれども、いわゆる先生おっしゃいましたような、学校に働きかける、そういう点につきましては、おのの養成所におきまして十分やっております。

○小柳勇君 国立病院などの養成所については、それは万全態勢を立てるでしょうが、私がいま言っているのは、それだけでは足らぬでしょう。だから、その他の看護学院などに対しても当然厚生省は援助すべきであると思ひます。これは看護婦が足らぬということは、もう数年来の問題であるから、したがって、たとえば各高等学校などに厚生省から特別にPRしたり、何か県、地方団体に対して特別の対策を立てたことがございまして、さうい

第七部 社会労働委員会會議録第二号 昭和

日十年二月二日 【参議院】

100

ない。社会保険の医療費引き上げを押えておけば、どうくめんしたってできようがない。だから、ただ待遇をよくせい待遇をよくせいと云ったって、そんなことはどうにもならない。社会保険の医療費を適正にして病院の経営を合理化しなければ看護婦の待遇はよくならぬ。ならぬから募集しても来手が来ない。来手が来ないから、しょうがないので官公立が養成をしておるだけでは不足するから民間の養成を上げる、そうすると、民間の苦しい中から養成したものを、でき上がったとすぐとられてしまう。そうするとまたスカウトする、これが実に悪循環が十年繰り返されておる。私も十ばかり看護婦学校をつくってこの事情をよく知っている。私自身もスカウトに行った。これはもう簡単に新聞にぼこんと出たら早急にやれ、ほんとに藤原先生が言うように、十年来いわれていることなんです。一体、民間の養成機関に対して厚生省は何か補助をやつて、もう少しふやしてやろうというふうな気があるのかないのか、まずそれをひとつ聞かしてもらいたいのです。

○政府委員(梅本純正君) 結果から見まして実現はいたしませんでしたけれども、養成所に対しては運営費の補助、そういう問題につきまして、ここ数年来予算要求をいたしております。何とかしておつしやるような点につきまして、設備費の補助と運営費の補助というふうな問題を解決したいと思つておりまして、特にこれは何とか運営費の補助を最終段階までがんばりましたけれども、いままで実績がなかったということで、ここでもつ然としてそういうものを認めるわけにいかないという財政当局との争いで、結局実現いたしませんでしたけれども、われわれの感じとして、ましては、今後とも、少なくとも運営費の補助というふうな点について努力してまいりたいと考えております。

○丸茂重貞君 その実らなかったけれども、苦勞したことは私も知らないじゃない。そこで、基本的な問題は、やはり病院の収入をはかつて待遇の

もとをふやしてやらなければどうにもならぬと思ふのです。官公立病院を含めた病院協会の要望は、たしか三〇%の医療費引き上げの要望だつたと思うのです。これに対して九・五%だということになれば、それはもう依然として待遇はよくならぬ。私がいま言つたように、〇・三%の赤字がまだ残るだろう。そうすると、依然として看護婦問題はますますひどい泥沼に入つてくる、私はこう思わざるを得ない。そこで、これはもう制度の上からも医療の面からも、厚生省はこういうPRが足りないのです。きのう衆議院の医療費に関する討論あたりを聞いてみると、非常にこの辺のPRが足りないものだからわがっちゃいけない。それだから一・五%ふえたのはけしからぬとか、いろいろな議論が出ておるけれども、そういうふうなところまで根ざしておるのだという点に対する説明が非常にぼくは足らぬと思う。これはやはり怠慢のせしめを免れませんよ、私をして言わしめれば、もうつづれますよ、病院は、病院でも診療所でも、人件費の面から、人の面から、これはもうはつきり認識していかぬと、もう容易なことじゃない。そういう苦しい実情というものを、もう少しきちんとしたデータを出して説明をしないから、医療費の問題と看護婦の問題は別だというふうな国民がへんな印象を持つておるわけです。これは根は一つなんです。どこだつてそうでしょう。会社の収入があらがないで従業員の待遇をよくするわけにいかない、公共企業体の料金をストップしておいて公務員のベースアップをするわけにいかぬと同じ理屈なんです。こういう点が非常にPRが私は足らぬと思ふのです。厚生省は断続的努力が、ああいう新聞に出たら、すぐこうなんです、医療費が現実には少ないからこういうことにならざるを得ない、こういうふうなPRをしていけば、国民というものはほんとうの意味の医療費というものを考えてくれる。明治四十二年以来、今日生命がどれだけ延びたか、たしか十二、三年延びてゐるわけでしょう。十二、三年の生命の延びなんというものはたいへんなものですよ。少しくらい

の金にかえられないですね。そういうPRを厚生省は全然しないのです。だから安易に、医療費が上げれば困る、負担がふえれば困る、患者の代表まで一銭でも値上りしては困る、自分の命を切り売りするようなことになる。だから、いま横溢していることは保険者の代表の意見ばかりで、患者の代表の意見というものは全然出てきていない。医療費をちゃん切ればいい、それでは患者の命はどうなる、日進月歩する医療の医療費について十分考えなければならぬ。看護婦がとれるかどうかという重要な問題の議論というものが一つも出てこないのです。これは私は主務官庁たる厚生省がもう少し徹底的なPRをしないと、医療はほんとに破壊しますよ、私はそれを非常に心配している。これは看護婦問題も医療費問題も別じゃないのだというところで一生懸命やつてくだされ。私も全力をあげて応援するのによぶさかでない、これは私の要望です。

○鹿島俊雄君 いまのことに関連して、結局看護婦はちろん、その他医療機関の各補助者の充足養成問題は皆共通の性質を持つておると思う。歯科のほうの問題だけが歯科衛生士、これはちやうど看護婦と同じ状態ですね、医師に比べて歯科医師は特に足りない。したがって、今後ともなかなかその充足は問題です。特に制度を生みつばなしで、その養成には力を入れていないのだ。厚生省は、大抵民間の都道府県歯科医師会等が犠牲を払つて養成し、充足しておるわけだ。看護婦の場合と同じなんだ。ただ、数的に看護婦さんの場合と違ふから、あまり大きく社会的に取り上げられないですが、こういった一連のものが全部欠けておるのです。予算面において大きな支出は期待されなくても、少なくともその養成に対する意欲ですね、政府はもっと誠意を示さなければならぬと思う。何も看護婦問題、補助者問題を種にして医療費の適正改定を要求するわけじゃないけれども、補助者のことを論ずるだけでもすべて医療費の適正化に関連がある。丸茂委員の言われることはまことに妥当だと思う。こういった事実、実

情は厚生省としても率直に説明、説明すべきだと思ふ。九・五%の引き上げなど問題じゃない。こんな現状で医療の完全は期せられない。医療費問題の混乱の解明の一助にも、もっと率直に説明すべきだ。まあ大臣じゃないから、官房長に責任ある答弁を求めるのは無理だけれども、よく大臣に趣旨を伝えておいてください。

○林塩君 関連ですけれども、他の委員のおつしやつておることよくわかります。ただ、この看護料金の出る場所がないということ。今回医療費が上がる中で、基準看護料が一応査定してあがつております。しかし、病院業務、診療所業務その他の医療行動の中でただいま算定されておりますところの医療報酬の点数の中に、看護婦に支払うべきものの具体的なものがないためにどこも困つておるということ。絶えずそのことについて、厚生省当局にはそれぞれのところから言つておるのですけれども、何か厚生省当局が、医療の中における看護というものについての認識というものがほんとうになされていなかったのか、じゃないかと、私はしじみ思ひます。でありますので、料金をどこから支払われているかということについて、よほど検討していただかないと、この問題はもうなかなか解決できないのじゃないかと思ひます。根本のものがどこかということが一番大事なことです。ただ、これは労働問題だけでなく、医療の中における医療問題でございまして、労働問題だけとして取り扱わないようにしなければ医療はよくならない。したがって、国民の健康とかいうような問題と関連して福祉にながらぬ問題でありますので、看護婦不足は深刻だということを十数年来言つておりますけれども、なかなか解決ができないというのは、よく検討してみますと、一連の施策が足りていないのじゃないかと、こういうふうな考えです。そのうち何か看護婦は出てくるのだというふうな、非常に安易な考えで当局はおられたのじゃないかということをしじみ思ひます。それで、教育の問題から、養成所の問題から、病院の運営の問題からと

いうようなこと、ずっとその中で筋を通して、ぜひ根本的に検討してもらいたいものだと思うわけですね。どこを取ってみても看護婦は出てくるわけですね。医療の中のどの断面を取ってみても看護婦が出てきますが、それが真剣には検討されていなかった、教育もそのとおり。今回この報告の中にも書いてございますけれども、看護教育をどこでやっておるかといふこと、医師会ですら看護婦を育て、それから何といふか、病院も努力しておるしありますが、そういう教育費はほんとうに国は出しておらないといふこと、そういうものは必要であるのに、そういう教育はどこにもなされてないといふことです。医療費に頼ってそれがなされていくといふことですが、その足りない医療費でもって教育をすること自体が大きな矛盾なんです。

それから、もう一つ考えられますことは、業務の検討といふことをしてもらいたいといふように思ふんですが、看護婦でなくともできるであろうという仕事は全部看護婦に押しつけられていくという状態がありますので、したがって、それが労働過重になっているといふことは確かなんです。これは明らかに病院管理面の指導が必要じゃないかと考えます。それから、この医療の断面を見ても看護婦が出てきますのに、何ら施策ができていない。医療点数自体は査定されますが、その査定の中に看護自体はどのくらい査定されるかという、微々たるもの——あります。それで入院料金にいたしましても、改定されて千円になりましたけれども——なるかならないか、これからの論議でございましょうが、しかし、いままでは七百八十円という入院料の中でどうしてそれができたろうか。魔術でもなければできないだろうというふうな状態でありました。したがって、病院収入が非常に少なければ看護婦——看護婦だけではありません。他のものに支払われるべきものが少なくなるのは当然です。その辺の財源のことを何も考えないで、ただよくしろよくしろといつても無理だと思ひます。

私その点で調べてみました。看護婦が一体どのくらい働いているだろうかというこの査定なんです。査定が、点数から割り出しますと、病院の中で一番働いていないのが看護婦という評価になります。そうしますと、一番働かされて一番つらい条件であるのが、それが看護婦といふことになるわけですね。ですから、看護婦の働きというもののついでに正しい査定といふのができておりません。このたび医師のほうから出ております再診料の要求とかいふのもございします。看護の技術料といふものが何らそこに査定されていないといふこと自体が根本じゃないか、こういふふうに思ひます。ですから、具体的にいいますと、美容師であります、頭を洗って、そうして結うだけであれ三百円とります。看護婦はそれでは何をしているかといふと、それよりもつと何といふか、価値のある仕事をしているはずなんです。それが全然査定されていないといふようなことは今後問題じゃないかと考えますので、一応意見を申し上げておきます。具体的にはまたいろいろ申し上げたいと思ひますけれども、そういうことを一貫して考えられませんかといふことは確かである。厚生省当局は、そういうことについて、長年看護婦が不足するか、なぜ給料が低いかな、なぜそういうふうになるかといふようなこと、学校の運営はどうして運営されておるかといふようなことについては熱心にしていなかったことが確かです。これはもう一連した施策といふのができていなかったといふふうに思ひます。その結果が出てきたのじゃないかと思ひます。その結果、一言意見を述べておきます。終わります。

○委員長(藤田藤太郎君) いまいろいろ御意見が出て、きょうは専門家の医務局長、責任者の大臣もお見えにならないわけなんです。まあ官房長がいろいろお聞きになった中からにじみ出ていると思うのです。だから、たとえば学校制度がこれでいいか、そういう問題はやはり根本に横たわっているのじゃないかと思ひます。それから出てきた人格が尊重されているかどうかという中

における看護婦の待遇の問題、勤務時間の問題といふものを含めての皆さんの要望ですから、この次は十六日にこの質疑をやりますから、そのときにひとつ厚生省の意見を出していただきたい。それをもう少しくこの問題を深めていかなければいかぬので、ぜひそうしていただきたいと思ひます。

それでは、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議がなければ、さよう決定いたします。

なお、お手元に配付いたしました要望事項は、これを本会議録の末尾に掲載したいと存じますが御異議ございませんか。

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。

他に御発言もなければ、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議なければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

〔参照〕
昭和四十年一月
厚生及び労働行政に関する地方の要望事項
藤原 道子君
竹中 恒夫君
林 堀君
(岡山県)

1 社会福祉関係事業従事者の養成について
社会福祉関係事業従事者の養成は、従来ほとんど行なわれず、又、社会事業の歴史的背景からして社会福祉事業従事者といふものは、近代職業の範疇に入り得ず、未だに一般では篤志者の奇特

な行為としてしか考えられていない様に思われる。

現在の社会福祉関係業務に従事している者は、そのための特別の教育を受けているわけではなく、数少ない指導者から授けられたわずかな知識、経験をもとに、専ら独学に頼っており、これが理由となつて、その勤務条件、待遇は極めて恵まれぬものとなっている。

しかし、一方において福祉国家建設は歩みを進めており、近い将来においては、有能な、しかも大量の社会福祉事業従事者を必要とする事態に立至ることは極めて明白である。

そこで、学校教育、社会教育を通じて社会事業に対する一般の認識を一新し、有能な人材を養成確保することができる制度機構を是非つくつてもらいたい。と同時にこれに関連して、社会福祉事業従事者の待遇改善、その社会的地位の向上にも努力していただきたい。

2 昭和四〇年度の緊急正による増高医療費の保険料相当分に対する国庫助成の増額について
現在中央医療協議会で審議中の緊急正による医療費の九・五％アップにより岡山県の場合は保険料相当分が約三、〇〇〇万円(三カ月分)推定されるが昭和三十九年度分についてはその助成が予定されている。

昭和四〇年度の助成については、さきの政府予算案によれば三カ月に相当する額のみ計上されているが、国民健康保険財政は昭和三八年度以降医療費の急激な増高により急転直下の傾向にある現状からみて三カ月分の助成のみでは保険財政はますます悪化し、国の提唱する保険財政健全化が挫折するのみならず場合によってはむしろ逆行することが思料されるので、財政的責任を負う国は、この深刻な事態を避けるため、すみやかに後九カ月分の追加増額措置をはかられるよう要望する。

3 厚生省所管にかかる国庫支出金の交付基準の引上げについて
国庫補助金、委託費等国庫支出金が地方における社会福祉及び保健衛生行政、施策の推進向上に

必要にして欠くことのできない財源となつてゐるところであります。しかしながら、この補助金委託費(主として左記)は、その基準単価が現実と相異し低額であるため、実質的には、地方財政の負担が増大し、著しく地方財政を圧迫しているのが現状であります。補助金、委託費等については、実情に即した基準単価に改訂交付されるより格段の配慮をお願いいたします。

記

- 1 施設整備及び運営関係補助
- 2 地方職員設置費補助
- 3 各種実態調査委託費等
- 4 成人病予防事業の推進について
戦後日本の死因構造、疾病構造及び年令構成の変化にとりま、成人病予防に対する一般民衆の要望は高く、公衆衛生行政上成人病予防対策は重要な地位をしめるに至つております。
しかるに国における成人病予防施策未だ遺漏しの感があり、事業推進のための有効な管理体系も示されておられません。
そのため、県においては、県独自の手法により啓蒙活動、集団検診及び事後管理を実施いたしておりますが、これら施策の実施については、幾多の問題点を有し、事業の推進に困難を生じている現状であります。
国においては、速やかに学問的研究のもとに成人病対策の根本施策を検討され、有効な管理体系を確立されることを要望いたします。
- 5 看護職員の充実にについて
医療従事者、特に看護職員の需要は近年ますます著しくなりその充足は国をあげて対処しなければならぬ段階であります。
この問題解決のため関係省との相互協力のうえ次のごとき強力な援助と指導を期待します。
(1) 全養成施設を公立に学校教育法による学校として教育内容の充実をはかること。
(2) 文部省との協議による高等学校への保健科(看護科)の設置の推進。
(3) 前二項が実現するまで既存の養成施設に対

しその運営費について国庫補助の途を開くこと。

6 生活環境施設整備について

最近におけるわが国経済の著しい発展は国民生活のあらゆる面に大きな変革をもたらしつつありますが、特に健康生活の基盤である生活環境の現状を今後の社会構造の変化にわたらしてみると実に数多くの問題があることが推測されます。
本県においては経済開発を目的とした県勢振興計画を策定しその目標にむかつて努力しているところでありますが、市町村財政の伸び悩みはこの達成に大きな障害となつております。
これについては先に公布された生活環境施設整備緊急措置法により財政的にも措置されることと思われませんが、次の点について更に要望します。

- 1 清掃事業について
(1) し尿及びごみ処理施設
起債枠の増額を図り起債対象の施設整備の範囲の拡大を図るとともに建設単価および充当率の引き上げ等の是正をすること。
(2) 運搬施設について
起債申請に対する決定率は三〇％で清掃事業中の最下位であるので資金枠を大幅に増額すること。
- 2 下水道事業
下水道事業についても起債枠の増額を図り起債対象の施設整備の範囲の拡大および充当率の引き上げをはかること。
- 3 利子補給について
生活環境施設整備についてはその事業の特殊性にかんがみ起債償還に当り利子補給を考慮されること。

十二月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条ノ二」に、「第三十九条ノ五」を「第三十九条ノ六」に、「第五十条ノ八」を「第五十条ノ十」に、「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。

第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 本法ニ依る年金タル保険給付ノ額ハ国民ノ生活水準其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ニ応ズル為ノ調整ガ加ヘラルベキモノトス
第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
等 級	月 額	日 額	報 酬 月 額
第一級	九、〇〇〇円	三〇〇円	九、五〇〇円未満
第二級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一、〇〇〇円未満
第三級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一、〇〇〇円以上一、三、〇〇〇円未満
第四級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一、三、〇〇〇円以上一、五、〇〇〇円未満
第五級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一、五、〇〇〇円以上一、七、〇〇〇円未満
第六級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一、七、〇〇〇円以上一、九、〇〇〇円未満
第七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一、九、〇〇〇円以上二、一、〇〇〇円未満
第八級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二、一、〇〇〇円以上二、三、〇〇〇円未満
第九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二、三、〇〇〇円以上二、五、〇〇〇円未満
第一〇級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二、五、〇〇〇円以上二、七、〇〇〇円未満
第一級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二、七、〇〇〇円以上二、九、〇〇〇円未満
第二級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、九、〇〇〇円以上三、一、五〇〇円未満
第三級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三、一、五〇〇円以上三、四、五〇〇円未満
第四級	三六、〇〇〇円	一二〇〇円	三、四、五〇〇円以上三、七、五〇〇円未満
第五級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三、七、五〇〇円以上四、〇、五〇〇円未満
第六級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四、〇、五〇〇円以上四、三、五〇〇円未満
第七級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四、三、五〇〇円以上四、六、五〇〇円未満
第八級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四、六、五〇〇円以上五、〇〇〇円未満
第九級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五、〇〇〇円以上五、四、〇〇〇円未満

第二〇級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二一級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二二級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二三級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第二四級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上七四、〇〇〇円未満
第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

第五條第一項中、「障害手当金を削る」。

第十二條第一項及び第三項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第十二條ノ二第一項中「第六十二條ノ三」を「第六十二條ノ四」に改める。

第二十條第四項中「老齡」の下に「、廢疾」を加え、「第五十條第四項乃至第六十條ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金及」を削る。

第二十三條第二項第三号本文中「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号下ニ「書」を削り、同条第四項中「子ト看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」を「子ト看做ス」に改める。

第二十三條ノ三「第四十二條」を「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。

第二十四條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ三 乙年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ同一人ニ對シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ場合ニ於テ乙年金ヲ受クル權利ガ消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其

ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第二十六條中「及通算老齡年金」を「、通算老齡年金及脱退手当金」に改める。

第二十七條中「又ハ通算老齡年金」を「、通算老齡年金又ハ脱退手当金」に改める。

第三十一條第一項中「其ノ給付開始後」を「其ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改め、同条第二項中「支給開始後」を「支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十四條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第一号乃至第六号ニ掲グル」を「一級又ハ二級ニ該當スル」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第四十條第二項」を「第四十條第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項各号ノ一ニ該當スル被保險者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後同項各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス第三十五條を次のように改める。

第三十五條 老齡年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル金額トス

一 六万円（十五年以上被保險者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニ對シ四千円ヲ十二ヲ以テ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ガ三万円ヲ超ユルトキハ其ノ加フベキ額ハ三万円トス）

二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相當スル額ニ被保險者タリシ期間ノ月數ヲ乗ジテ得タル額

第三十七條中「為リタルトキ」の上に「（六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク）」を加える。

第三十八條中「第三十四條第二項」を「第三十四條第三項」に、「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者タル間其ノ額（第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相當スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十二ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第一款中第三十八條の次に次の一條を加える。

第三十八條ノ二 老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後被保險者ト為ルコトナクシテ三十日ヲ經過シタルトキハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二に次の一號を加える。

三 第一号イ乃至ニノ何レカニ該當スル被保險者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後同号イ乃至ニノ何レカニ該當スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ四を次のように改める。

第三十九條ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受クル權利ヲ失フ

一 死亡シタルトキ

二 被保險者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク

三 老齡年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ五第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齡年金ハ」の下に「第二十四條ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者タル間其ノ額ノ百分ノ二十二ニ相當スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第二款中第三十九條ノ五の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ六 第三十八條ノ二ノ規定ハ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十條第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第一項中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日）」を加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に次の一項を加える。

被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治癒シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ三年以内ニ治癒シタル場合ニ於テ別表第五ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十條第一項第一号中「乗ジテ得タル金額」の下に「（十五年以上被保險者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス）」を加え、同項第二号中「平均標準報酬月額ノ四月分ニ相當スル金額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額（被保險者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）」ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額（其ノ額ガ六

万円ニ滿タザルトキハ六万円」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス。

前二項ノ規定ニ依リ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタル廢疾ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ従前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ従前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス。

第四十一條ノ二第一項中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第四十二條ノ二を削り、第四十二條を第四十二條ノ二とし、第四十一條ノ三の次に次の一條を加える。

第四十二條 職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタル際ナホ別表第五上欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ障害年金ノ六年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額（其ノ額其ノ廢疾ノ程度ニ応ズル職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ額ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害年金ノ額ニ相當スル金額）ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得。

障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒ前項ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル月ノ翌月以後ノ分トシテ其ノ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ一時金ノ内払ト看做ス。

第四十三條第一項中「左ノ區別ニ依リ」を「其

ノ者ノ選択ニ依リ」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四十四條」の下に「若ハ第四十四條ノ三」を加え、「障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキ」を「障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ失フ。

第四十四條の次に次の二條を加える。

第四十四條ノ二 第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ニシテ同時ニ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員タルモノ（以下共済被保險者ト稱ス）ガ其ノ共済被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ニ付第四十條第一項ノ規定ニ依リ廢疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付當該共済組合ガ支給スル廢疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ廢疾ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ。

共済被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ニ係ル障害年金ヲ受クル權利ハ其ノ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付當該共済組合ガ支給スル廢疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ消滅ス。

第四十一條第三項ノ規定ニ依リ共済被保險者以外ノ被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ノ状態ト共済被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ノ状態ト合シタル廢疾ノ程度ニ因リ支給スル障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ當該共済組合ガ支給スル廢疾年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ノ額ヲ當該共済被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ

因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ノ状態ヲ合セザル廢疾ノ状態ニ付支給スベキ額ニ改定ス。

第四十四條ノ三 第二十條ノ規定ニ依リ被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ廢疾ト為リタルニ依リ障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）第十三條（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）、公立學校の學校医、學校齒科医及ビ學校藥劑師の公務災害補償に關する法律（昭和三十三年法律百十三號）第三條第三号若ハ勞働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第七十七條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ勞働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十號）第十二條第一項第三号ノ規定ニ依リ障害補償費ヲ支給ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス。

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタル障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニハ第四十一條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレベキ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト為リタル場合ニ於テ亦同ジ。

第四十五條に次の一項を加える。

第二十條ノ規定ニ依リ被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因ル廢疾ニ付第四十條第二項ノ規定ニ依リ廢疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付國家公務員災害補償法第十三條、公立學校の學校医、學校齒科医及ビ學校藥劑師の公務災害補償に關する法律第三條第三号若ハ勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第一項第三項ノ規定ニ依リ障害補償費ノ支給

ヲ受クル權利ヲ有スルトキハ第四十條第二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ廢疾ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ。

第四十五條ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第四十六條第一項第二号及び第四十八條中「及障害手当金」を「障害手当金及第四十二條ノ規定ニ依リ一時金」に改める。

第五十條第五号中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保險者ノ資格喪失後被保險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日」を加え、同条第六号中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第五十條ノ二第一項第一号中「其ノ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ老齡年金ノ額」を「第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額（被保險者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス。

第五十條ノ四第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及直系姻族」に改め、同条第二項を削る。

第五十條ノ五第一項を削る。

第三章第九節中第五十條ノ八を第五十條ノ十とし、第五十條ノ七を第五十條ノ九とし、第五十條ノ六を第五十條ノ八とし、第五十條ノ五の次に次の二條を加える。

第五十條ノ六 左ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支給セズ。

一 第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ガ同条ノ規定ニ依リ被保險者タリシ間ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シ

タル場合ニ於テ第五十條第四号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

二 被保險者タリシ者ガ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十條第五号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ發症ニ付障害年金ノ支給ヲ受ケタル者(第四十一條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ間ニ發症シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該當シタルモノヲ除ク)ガ死亡シタル場合ニ於テ第五十條第六号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

第五十條ノ七 前各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ國家公務員災害補償法第十五條(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、公立學校ノ學校医、學校歯科医及ビ學校藥劑師ノ公務災害補償ニ關する法律第三條第四号若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働者災害補償保險法第十二條第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受ケベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十一條第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削リ、「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同條第二項中「第四十二條」を「第四十二條ノ二」に、「第五十條ノ六」を「第五十條ノ八」に改める。

第五十二條中「被保險者タリシ者ガ」の下に「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ」を加え、「若ハ障害手当金」を「障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三條第一項ただし書を次のように改める。

但シ第一号ニ該當スル場合ニ於テハ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及同項第六号ニ掲グル療養ノ給付(給員法第四十七條ニ規定スル送還ヲ受ケルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル)ヲ除ク

第五十八條第一項中「配偶者分擔費」の下に「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齡年金」を加え、同條第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ」に改める。

第五十九條第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保險料率ハ」を「保險料率ハ当分ノ間」に、「千分ノ百六十九」を「千分ノ百九十九」に、「千分ノ百五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分ノ四十二」を「千分ノ七十二」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ保險料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモノトス

第六十條第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百十六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二」に、「百五十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百二十六」に改める。

第四章中第六十二條ノ三を第六十二條ノ四とし、第六十二條ノ二の次に次の一條を加える。

第六十二條ノ三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ將來ノ一定期間ノ保險料ヲ前納スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保險料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保險料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保險料ガ納付セラレタルモノト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外保險料ノ前納ノ手續、前納セラレタル保險料ノ還付其ノ他保險料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

廢疾ノ程度	率
一級	一・二五
二級	一・〇〇
三級	〇・七五

別表第一ノ二

別表第四職務外ノ事由による廢疾ノ欄を次のように改める。

廢疾ノ程度	廢疾ノ事由ニ因ル廢疾ノ状態
一	一 両眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 三 両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 四 両上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 五 両下肢ノ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 六 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ勞働スルコトヲ不能ナラシメ且當時ノ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ 七 精神ニ勞働スルコトヲ不能ナラシメ且當時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ 八 傷病(疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ヲ謂フ以下ニ同ジ)ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ勞働スルコトヲ不能ナラシメ且長期ニ亘ル高度ノ安静ト常時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
二	一 両眼ノ視力〇・〇四以下ニ減ジタルモノ 二 一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 両耳ノ聴力耳鼓ニ接スルモ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ 四 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 五 脊柱ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘スモノ 六 一上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 七 一下肢ノ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 八 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 九 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一〇 十指ノ用ヲ全廢シタルモノ 一一 兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ 一二 十趾ヲ失ヒタルモノ 一三 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ勞働ガ高度ノ制限ヲ受ケルカ又ハ勞働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ殘スモノ 一四 精神ニ勞働スルコトヲ不能ナラシムル程度ノ障害ヲ殘スモノ

級	三														
	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一五	傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ														
一四	面視ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ														
一三	両耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ														
一二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ														
一一	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ														
一〇	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ														
九	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ														
八	長管状骨ニ仮関節ヲ残シ運動機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ														
七	一手ノ指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ指若ハ示指ヲ併セ一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ														
六	指及示指ヲ併セ一手ノ四指ノ用ヲ廃シタルモノ														
五	一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ														
四	十趾ノ用ヲ廃シタルモノ														
三	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ														
二	精神又ハ神経系統ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ														
一	傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神若ハ神経系統ニ労働ガ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ														

別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を、「両眼ニ依ル視野二分ノ一以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号中「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」を「脊柱ノ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮関節」を「著シキ仮位変形」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第二十三条ノ三の改正規定、第二十四条ノ二の次に一条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第四十二条及び第四十二条ノ二の改正規定、第四十三条第一項の改正規定、第四十六条第一項第二号の改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条ノ四第一項第三号の改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十三条第一項の改正規定並びに第五十八条第三項の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（減額老齢年金制度）

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたりえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。
（昭和四十年四月三十日までの間の規定の読替え）

第三条 昭和四十年四月三十日までの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ三及び第五十一条第二項中「第五十条ノ八」とあるのは「第五十条ノ六」と、同法第五十一条第一項中「第三十四条第三項」とあるのは「第三十四条第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。
（標準報酬に關する経過措置）

第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第七七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円（報酬月額が五万四千円未満である者を除く）である者については、同年五月からその標準報酬額を改定する。

（老齢年金の支給の特例）

第五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（従前の保険給付の額の特例）

第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金（船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第八条 昭和四十年五月一日において現に職務外の事由による障害年金を受ける権利を有する者には、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。

2 前項の障害年金については、その額（加給金の額を除く。）が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、これを七万六千八百円とする。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付（附則第十三条第一項の規定による保険給付を含む。）については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。
（保険給付の支給に關する経過措置）

第十条 老齢年金、通算老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十条第一号及び第四号から第六号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第

七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の養老年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第十一条 被保険者又は被保険者があつた者の昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者があつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りでない。

2 被保険者があつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者があつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十条の規定は、適用しない。

第十二条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十条ノ五第一項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同年同月分から支給するものとす。

(支給停止に関する経過措置)

第十三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者があつた者の妻であつて、昭和四十年五月一日において五十五歳(昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の妻であつた者にあつては、五十二歳とす

る。以下この項において同じ。)に達したとしたならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付(前項の規定による保険給付を含む。)を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の船員保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の船員保険法第五十条ノ四の規定の例による。

(保険料に関する経過措置)

第十四条 昭和四十年四月以前に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十五条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第十六条 被保険者であつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、船員保険法(第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。)の規定並びに通算年金通則法第四第二条及び第五条の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

(特例老齢年金の支給に関する経過措置)

第十七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を加える。

一月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(藤田進君外九名発議)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第七十一号)は、廃止する。

八、原爆後障害についての総合的研究機関を設置し、各都道府県に少なくとも専門的医療機関を設置すること。

原爆被害者は、被爆後十八年を経過した今日もなお、原爆症並びに被爆による障害で死亡する人が少くも減少しないばかりか、これが治療のために、経費の負担に苦しんでおり、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困窮者はますますその数を増している。また、放射能の影響による結婚問題及び就労条件の不利な事実も存在している。

更に、昭和二十一年六月後の出生児の中にも、親の被爆の影響を受けていると思われる白血病等が現われ死亡している実情である。

第八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市若槻町東条一、一一三 青木成憲外二十名

紹介議員 羽生 三七君

次の諸点を含む原爆被害者援護法の制定並びに原子爆弾被害者医療等に関する法律の改正を行なわれないとの請願。

一、政府は原子爆弾による死没者遺族及び被爆生存者の実態をすみやかに調査し被爆者、遺族に対しての援護を確立すること。

イ、生活困窮家庭の被爆者に特別生活援護手当を支給すること。

ロ、原爆被害者に障害年金を支給すること。

ハ、原爆死没者の遺族に対して弔慰金と年金を支給すること。

ニ、原爆被害者に身体障害者なみの鉄道料金割引を実施すること。

ホ、原爆被爆老人に老人ホームを設置すること。

二、「原子爆弾被害者医療等に関する法律」に次の項目を包含するよう改正すること。

イ、特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大すること。

ロ、医療手当の支給条件を緩和し大幅な増額を図ること。

ハ、原爆症療養のための温泉療養を認めること。

第九号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 静岡市沓合三ノ六一 工藤茂生外六十六名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 福井県大野市牛ヶ原三ノ九〇 北岑吟海外二十名

紹介議員 熊谷三郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 鳥取県日野郡日先村吉原 砂口喜和美外八百名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島市牛田町南区三五四 松本卓夫外八百二十六名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三三号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 福岡市福工新町 永田孝外三百四十名

紹介議員 藤野 繁雄君

第一四四号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市片平町二〇 坂田竹次外千四百四十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五五号 昭和三十九年十二月二十二日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 北九州市八幡区藤田橋丁 宮崎重人外一万二千四百三十九名

紹介議員 小柳 勇君 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一六六号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 長野市赤沼一、八五二長野県原水爆被災者の会内 西沢三佐雄外千四百七十三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一七七号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 北九州市門司区大里新原町西ノ三 国鉄宿舎十三号 杉山鉄夫外三十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九九号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(三通)

請願者 静岡県清水市入江三ノ一、二四九ノ五 松岡まさ子外百八十九名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四〇号 昭和四十年一月十九日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四一四号 昭和四十年一月十九日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島市牛田町東区二七七 沼座愛子外八百七十二名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四二二号 昭和四十年一月十九日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島市牛田町早稲田区八三五ノ四 世良省三外五千六百二十七名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願(三通)

請願者 静岡県清水市北脇 広田三樹三郎外五十三名

紹介議員 小林 武治君

原爆被害者に対する援護措置を完全にするため、左記事項の実現に必要な現行医療法の改正及び新たな援護立法措置並びに原爆症の根治療法研究機関の設置を国会において決議せられたい。なお、本要望は部分的でなく全体として統一的に実現するよう強く要求するとの請願。

一、被爆者医療法を改正し、援護法を制定することによって実現すべき事項

1 生活困窮の被爆者に特別援護手当を支給すること。

2 原爆被害者に障害年金を支給すること。

3 原爆死没者に弔慰金を贈り、遺族に年金を支給すること。

4 医療を無料にするため、現行医療法における特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大すること。

5 医療手当の支給制限を撤廃し、大幅に増額すること。

6 被爆者に身体障害者などの鉄道料金割引を実施すること。
7 被爆者が定期検診・検査・治療を完全に、しかも安心して受けられるようにするため、付添人の分を含む交通費全額と、日当を支給すること。

8 原爆孤老のために老人ホームを設置すること。

9 被爆者のために温泉療養を保障すること。
10 全国各都道府県に、専門的医療機関・療養所を設置し、国立病院と、それに準ずる大病院は、すべて一般疾病医療機関に指定すること。

11 昭和二十一年以降出生の被爆者子弟に対して、専門医による特別健康診断を実施し、被爆者手帳を交付すること。

12 被爆者に対して、通職への優先就職あっせん、生業資金の給付を保障すること。

13 定期検診の単価を引き上げ、被爆者の内臓諸器官検査を十分行なえるようにすること。

14 現行医療法の普及と実施に必要な措置を十分にとること。そのための事務費を増額し、被爆者生活相談所を全国に設置すること。

15 ビキニ水爆実験被害者に対しては被爆者手帳を交付し、国の責任において定期検診すること。

16 沖縄在住の全被爆者に対しても被爆者手帳を交付し、医療法を適用すること。

二、根治療法研究機関の設置
原爆症についての根治療法研究機関を国の責任において設置し、被爆者に対する治療のため、十分に活用させること。

理由

昭和三十八年末、東京地方裁判所は、アメリカの原爆投下を非難する判決とともに、被爆者援護を強化する責任が国にあることを指摘した。さらに本年、衆参両院は、それぞれ全会一致で被爆者援護の強化を決議した。国民のうち、少なくとも三百人に一人は被爆者であり、これほど多くの同胞

が被爆後二十年を経過した今日もなお、原爆被害のために苦しんでいる。原爆症による死亡者はあとをたらず、被爆当時胎児で成人してから発病した人々、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困窮者はますます数を増している。

第一四号 昭和三十九年十二月二十二日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願(一通)
請願者 神戸市東灘区住吉町曳塚一、二七〇市設住宅四号 多田英次外百十一名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一六四号 昭和三十九年十二月二十三日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市愛宕町二ノ四〇 竹村重男外十一名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一六五号 昭和三十九年十二月二十三日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願(四通)
請願者 神戸市生田区山本通四ノ四、一三八ノ二二 草地隆志外二十五名

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一七四号 昭和三十九年十二月二十三日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区石井町二ノ四七 廣瀬重夫外三十一名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

請願者 岩手県一ノ関市新大町一七 似内一雄外三十九名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(四十九通)

請願者 山口県長門市仙崎二、一五五ノ一 岩本一郎外四十八名
紹介議員 江藤 智君

崩壊寸前にある国民健康保険の窮状を打開するため、左記事項の実現が図られるよう特段の御配慮を賜りたいとの請願。

一、当面、全被保険者の七割給付をすみやかに達成することを旨とし、そのために療養給付費国庫負担金を定率四割以上に、調整交付金は医療費の実績に対し一割以上とすること。

二、事務費国庫負担金を実質十割確保することともに、国民健康保険団体連合会の診療報酬審査支払事務費も全額国庫負担とすること。

三、医療費の改訂については、中央医療協議会の答申を全面的に尊重するとともに、引上げに伴う被保険者、被保険者の負担増は、全額かつ永続的に国庫負担とすること。

四、保健施設に対する補助制度を強化すること。特に僻地診療施設の整備費と運営費に対し大幅の国庫補助をすること。

五、国保財政健全化のため長期低利融資制度を確立すること。

理由

医療保障制度の中核たるべき国民健康保険は、国民皆保険達成後三箇年を経過した今日においても、財政のぜい弱性を打開できず、他の被用者保険に比し給付水準がはなはしく低位にある現状から、すみやかに財政基盤を確立し、給付内容を飛躍的に改善して医療保障の恩恵を十分ならしめることこそ、当面する喫緊の課題である。しかしながら、大半の低所得者をもつて構成する国民健

康保険独自では、この解決はとうてい不可能であり、また、最近の医療費の驚異的な増高により被保険者の負担がにわかに過重となつてきた今日では、本制度の本質に鑑み、国が当然の責任としてすんで高度の財政負担をして解決を図るよりほかない。

第二一号 昭和三十九年十二月二十一日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(五十六通)

請願者 山口県柳井市大字古開作七八三 大下正男外五十五名
紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第九八号 昭和三十九年十二月二十二日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(三十四通)

請願者 島根県周吉郡布施村長 山口貞美 外十萬四千二百名
紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第九九号 昭和三十九年十二月二十二日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(四十六通)

請願者 島根県平田市長 木佐徳之助外十三萬八千二百名
紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二二号 昭和三十九年十二月二十五日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(十九通)

請願者 山口県玖珂郡本郷村 佐藤堯外二十名
紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二七号 昭和三十九年十二月二十五日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(十六通)

請願者 山口県宇部市東区参宮通一 稲光

一夫外十五名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理

国民健康保険制度改善促進に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市市長 宮田重文外

五千七百五十八名

紹介議員 郡 祐一君

低所得者を擁する農林漁業中小零細企業を基盤とする、国民健康保険制度を形式的予算編成にとらわれず強力に左のとおり改善し、昭和四十年年度から必ず実施されたいとの請願。

一、世帯員七割給付を完全な財政措置のもとにいつせいに実施すること。

二、療養給付費負担を定率四十パーセントに引き上げ財政調整交付金は十パーセント以上とする。

三、事務費国庫負担金は実質十割とし連合会の診療報酬審査支払事務費は全額交付すること。

四、本年度予定されている医療費緊急は正に伴う保険者負担の増加は、今後保険者の負担にならないよう全額国庫負担の法的措置を講ずること。

五、保健施設の赤字に対し補助制度を確立すること。

六、国民健康保険事業及び国保診療施設の赤字解消のため長期融資制度を確立すること。

七、国保組合に対する国庫補助金の不合理な差別的措置を撤廃すること。

理由

国民健康保険は現行の制度では完全なる医療保障とはいえない。昭和四十年年度予算編成の基本方針においては経済成長のひずみ是正を中心政策とし最重要施策を農林漁業、中小企業の近代化におく

としているが、このためにはこれらに対する強力な経済的施策と平行して社会保障制度間のひずみを急速に是正する必要がある。

第一一五号 昭和三十九年十二月二十二日受理

国民健康保険制度改善促進に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡常北町長 大高秀男外三千八百三十三名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二一八号 昭和三十九年十二月二十五日受理

国民健康保険制度改善促進に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡美浦村長 糸賀喜一外四千八百八十八名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二四三三号 昭和三十九年十二月二十六日受理

国民健康保険制度改善促進に関する請願(二通)

請願者 茨城県行方郡玉造町長 坂本常蔵外一万三千六百八十六名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第九三三三号 昭和三十九年十二月二十一日受理

看護婦不足の抜本的改善措置等に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉町五八 岩元礼子外九名

紹介議員 柳岡 秋夫君

全日本自治団体労働組合第十一回定期大会の決定に基づき、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、看護婦等の不足を解決するため抜本的な措置を講ずること。

1 夜勤は一組二人以上とし、月半深夜あわせて六日以内とする。

2 産前六箇月産後一年は夜勤を禁止すること。

3 病院、地域に保育所を設置し、二十四時間保育を実施すること。

4 夜間の急患や分べんにそなえて昼間勤務者の勤務の延長や拘束時間の延長でなく別個に勤務者の配置を行なうこと。

5 医療職三表の改善と夜勤手当百分の百以上に改正を行なうこと。

6 定数基準を大幅に改正すること。

イ、新生児を含む患者二人に看護婦一人以上の配置を行なうこと。

ロ、保健婦の定数配置については都市部五千一人、郡部三千五百人に一人以上配置し、保健婦本来の業務をさせること。

二、看護婦の養成費は公費負担とすること。

1 奨学資金を大幅に拡大すること。

2 養成所は国庫負担による人件費、運営費をみる。

三 保健婦助産婦看護婦法の改正について

1 看護婦養成所を各種学校から学校教育法に基づき短大もしくは大学とすること。

2 准看護婦が正看護婦になるみち(別科コース以外)を検討すること。

3 法改正にあたっては、看護職員の方法であるから、全国の職場に働いている看護婦の意見を十分聞いて、意見の一致するまでは、改正は行なわないこと。

理由

近年の医科学の進歩に伴い、看護職員はきわめて高度な専門的知識とすぐれた技術経験を要求されてきている。

看護業務も質、量ともに増大しているが、看護職員の見遇労働条件が非常に悪い。看護婦志望者は年々減少しており、自治体に働く保健婦、助産婦、看護婦も定数配置や労働条件が悪いので必要な定数を確保しがたくなっている。

とくに保健婦の巡回指導の受持ちが一人で一万八千人ないし二万四、五千人であることや、保健婦が国保税の徴収や整理等も行なわされていること、病院につとめる看護婦は月の勤務日数の半分が夜勤であつたり、夜勤手当が安く夜食すらもできないような労働条件の改善は急務である。

看護職員不足を解決するための自治体の要求事項は、一部解決への前進をみているが全般については不十分であるから、関係法案改正、関係予算が決定されようとしているこの際、問題解決のため努力せられたい。

第九五号 昭和三十九年十二月二十一日受理

季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願

請願者 札幌市南一条東一ノ一(東ビル)大豊建設株式会社札幌営業所内 岡崎三吉

紹介議員 大矢 正君

季節的に雇用される労働者の失業保険の受給資格を、現行制度の六箇月から一年に延長することは、実に重大事であるから、これを単に失業保険法上の問題として取り扱うことなく、ぜひとも社会政策上の問題として御理解されたい、法律改正に関する作業をただちに中止せられたいとの請願。

理由

一、北海道のように各県の出かせぎ労働者に労働力を依存している場合、法の改正によつてこれらの労働力の確保が困難となる。

二、道内に居住する労働者を雇用する場合でも、法改正が行なわれた場合は、冬期間に実際の労働者を必要としない場合であつても、ある程度の賃金(失業保険金程度)を足らぬ賃金として支給しなければ労働者を定着させることはできない。

稼働を必要としない期間に賃金に相当するような額を企業主が負担することは国が負うべき社会政策上の問題を個人企業に肩代わりさせるものである。

三、そのために、第二期総合開発進展上の北海道にとつては、道内人口の増加計画はもちろん、道開発も根柢から再検討をせまられ、計画された開発事業の完遂と道民の生活向上の施策を具體的に進めることが困難である。

四、以上のことをあわせて判断してみると、常時労働者を確保しておくことができない中小建設業者は、事業継続すら困難となつてくる。

第一一六号 昭和三十九年十二月二十二日受理
季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に關する請願
請願者 北海道上川郡清水町議會議長 竹田謙二

紹介議員 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第一一六二号 昭和三十九年十二月二十三日受理
国民健康保険制度の体質改善に關する請願
請願者 高知市帯屋町高知国民健康保険団体連合会内 氏原一郎外十二万七千五百名

紹介議員 寺尾 豊君

国民健康保険財政の確立を期するため、国の大英断により左記事項をすみやかに実現されたいとの請願。

一、世帯主及び家族の給付率引上げに伴い増加する保険者負担額に對する国庫負担金について
保険者負担分(二十パーセント)は調整交付金又は療養給付改善特別補助金により一定額を限度とする補助が行なわれているが、これを定率の療養給付費負担金に改め、現行の二十五パーセントの国庫負担金と合せて四十パーセントとすること。

二、調整負担金の設定について 国民健康保険被保険者の所得が一般に被用者保険の被保険者の所得より低いため、両制度間の保険料負担の均衡を図り、また市町村ごとの被保険者の所得及び医療費の差、あるいは災害等の特別の事情に

より、保険者の財政を調整するため現在調整交付金が交付されているが、この制度を調整負担金制度に改め、この調整負担金の総額は保険給付費(助産費、葬祭費及び育児手当金等を含む)の総額から国庫負担金と標準税率による保険税収入との合計額を控除した額の全額を交付すること。

三、事務費負担金等の大幅引上げについて 国は保険者が通例国民健康保険の事務の執行に要する費用を全額負担するとされているが、被保険者一人当りの事務費基準単価があまりにも実情に即さないため、昭和三十七年度においては、実支出額百十二億円に對し国庫負担額は五十四億円に過ぎず昭和三十八年度においてはこの割合が更に低下する見込であり、これが国保会計の赤字の大きな原因となつていゝので、実際に保険者が支出している事務費の全額を交付すること。なお、診療報酬審査支払手数料は当然事務費として扱われるべきものと考へるので、これを国庫負担金として全額交付すること。

四、療養費に對する国庫負担金について 現在療養費に對する国庫負担金は、療養の給付と異なり、一部負担金相当額を除いた額の二十五パーセントが交付されているが、これは給付の性格から療養の給付と同一に取扱うべきであるので、一部負担相当額を加えた額に對して前記第一項と同様の定率で国庫負担金を交付すること。

五、国保会計の再建整備について 国保会計の既往累積赤字については、再建債の発行とこれに對する利子補給又は低利資金の融資あるいは補助金の交付等の特別措置を講ずること。

理由

国民健康保険は他の職域保険に比較して、給付内容は著しく劣り、加えて対象被保険者は、最近の雇傭の増大と健康保険の新規適用事業所の増加により、被保険者の年令階層は老年者と幼年者に占められるに至り、これら被保険者の大多数は経済成長からとりのこされた、いわゆる低所得者階層がきわめて多く、負担力が弱いためその財政基盤

は非常に弱体である。
反面、医療費は年々上昇の一途をたどり、これがため保険財政は著しく困窮し、一般財政に比較的に恵まれている一部市町村を除いて、大多数の市町村は、一般会計からの繰入れも出来ず赤字は増加する一方で、もはや保険者のみの力によつては施設もななく、もしこのまま放置すれば最悪の事態に立ち至ることは必至である。

第一一六三号 昭和三十九年十二月二十三日受理
保育予算増額確保に關する請願
請願者 名古屋市中区京町二ノ二愛知県社会福祉協議会保育事業部会内 堀田教連外一万三千七百七十八名

紹介議員 八木 一郎君

窮迫した保育所の現状を打開するため、特に左記事項を重点に昭和四十年度の保育予算を大幅に増額されたいとの請願。

一、保育所措置費国庫負担率(現行八割負担)の切下げを絶対に行なわれないこと。
二、保育所職員処遇の改善するとともに職員構成を改善し保育等の職員を増員すること。
三、保育内容向上のため給食費、園食費等の大幅増額と施設に對して減価償却費を確保すること。

四、定員定額を実施すること。
五、施設の増設拡充、整備費の大幅増額と季節・へき地保育所等保育対策を推進すること。
六、保育料家庭負担を軽減すること。

理由

保育所運営の経費は、国の定める保育単価を基準にした市町村保育所措置費によつていゝが、現在の経費では職員の確保、運営の充実、施設の整備等が非常に困難である。

第一一七三号 昭和三十九年十二月二十三日受理
全国一律最低賃金制の即時法制化等に關する請願
請願者 東京都荒川区西尾久八ノ九ノ九 石動輝男外三百十二名

紹介議員 久保 等君
全国民の生活向上、権利擁護、平和、民主主義を守るため、左記事項に反対し、左記事項の実現に最大限の努力をつくさるるよう要請するとの請願。

一、失業保険法、日雇健康保険の改悪。
二、労働者を犠牲にする合理化。
三、労働災害を絶滅させること。

一、全国一律最低賃金制を即時法制化すること。
二、社会保障制度を拡充すること。

第二五九号 昭和四十年一月六日受理
ソロモン群島地域における戦没者の遺骨、遺品等の収集整理促進に關する請願

請願者 熊本県議會議長 園田清充
紹介議員 林田 正治君
ソロモン地域における戦没者の遺骨、遺品の収集整理を促進するため、遺族団の派遣を強く要請するとの請願。

理由
熊本県出身者で編成され、大東亜戦争に活躍した師団は第六師団をはじめ十三箇師団の多きに及んでいる。中でも沖繩、比島、ソロモン群島の作戦に従事した兵団は、惨烈な戦闘により、はく大な戦没者を出したが、ソロモン方面では終戦帰還に際し一片の遺骨すら持ち帰ることを許されず、戦友が大切に身につけていた遺骨も、やむなくかの地に悲しみのうちに埋葬し埋葬すら思うにまかせず、悲涙をのんで引き揚げてきたもので、遺族の心情は申すに及ばず、人道的立場からも断じて放置すべきでなく、一日も早くこれら戦没者の霊を弔うことは遺族一同の悲願である。

第二九五号 昭和四十年一月十二日受理
し尿処理場、じん介焼却場建設事業に對し国庫補助増額等に關する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会
内 佐藤了寿外一名

紹介議員 石原幹市郎君
し尿処理場、じん介焼却場建設事業に対し国庫補助の増額と起債基準額の引上げを行ない、環境衛生の推進を期するよう福島県町村会定期総会の決議により請願する。

理由
清掃事業を整備し、生活環境の改善向上を図ることは市町村行政に課せられた主要な課題であるが、し尿処理場、じん介焼却場の建設は補助対象基準額と現実価格との差がはなはだしく、かつ起債わくも少ないため、市町村負担額が増大してはく大な経費を要するので容易に遂行し得ない。

第二九六号 昭和四十年一月十二日受理

国民年金委託事務費増額に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会
内 佐藤了寿外一名

紹介議員 石原幹市郎君
国民年金の事務費交付金を実態に即して引き上げるよう福島県町村会定期総会の決議により請願する。

理由

国民年金保険料は原則として国が発行する国民年金印紙によつて納付することになっているが、検認及び検認報告事務はきわめて煩雑であり、現行の事務費交付金をもつては事務処理はきわめて困難な実情である。

第二九七号 昭和四十年一月十二日受理

国民健康保険の全被保険者に対する七割給付と五割の国庫負担実現に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会
内 佐藤了寿外一名

紹介議員 石原幹市郎君

昭和四十年から全国一斉に国民健康保険の給付を七割としこれが財政措置として五割の国庫負担を

実現されるよう福島県町村会定期総会の決議により請願する。

理由

国は昭和四十年から、四箇年計画をもつて国民健康保険の全被保険者の七割給付を実施の予定にて、実施市町村に対しては調整交付金をもつて補助する方針を樹立したが、このような漸進的給付率の引上げは隣接市町村間に格差を生じ国民医療制度本来の目的に相反することは明らかである。

第三〇六号 昭和四十年一月十二日受理

原爆被害者援護法制定、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」改正等に関する請願(三通)

請願者 北九州市若松区藤ノ木河岡町 松田敏夫外七百五十七名

紹介議員 亀井 光君

原爆被害者援護のため、左記事項をふくむ原爆被害者援護法の制定と、原子爆弾被爆者医療等に関する法律の改正及び原爆症根治療法研究機関の設置を請願する。

一、原子爆弾による死没者遺族及び被爆生存者の実態をすみやかに調査し、遺族に対する援護を確立すること。

イ、生活困窮家庭の被爆者に特別生活援護手当を支給すること。

ロ、原爆被害者に障害年金を支給すること。

ハ、原爆死没者の遺族に対して弔慰金と年金を支給すること。

ニ、原爆被害者に身体障害者なみの鉄道料金割引を実施すること。

ホ、原爆被爆老人に老人ホームを設置すること。

二、「原子爆弾被爆者医療等に関する法律」を次の項目を包含するよう改正すること。

イ、特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大すること。

ロ、被爆後に出生した子供に被爆者手帳を交付すること。

ハ、医療手当の支給条件を緩和し大幅な増額を

図ること。

ニ、健康診断のための交通費、日当の支給と期間の制限をなくすること。

ホ、原爆症治療のための温泉療養を認めること。

三、政府の責任で原爆症根治療法研究機関を設置し、被爆者の利用、治療に活用させること。

昭和四十年二月六日印刷

昭和四十年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局